

特 記 仕 様 書

委託業務名 復興準備対策地区検討業務
履 行 箇 所 京都市全域
履 行 期 間 契約日の翌日から平成30年3月15日まで

第1条 適用

本仕様書は、復興準備対策地区検討業務に関して規定するものとする。

第2条 関係法令等

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等委託必携（平成29年4月 京都市）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

第3条 業務委託契約書第38条関係

本業務は前払金を行わない。

第4条 業務の概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

1 目的

本市では、平成28年度に京都市復興都市計画マニュアルの策定や復興イメージトレーニングを実施するなど、大規模地震による災害に対して復興準備対策に取り組み始めたところである。今後、大災害発生後の復興まちづくりに迅速に対応するためには、これらの取組を継続し、被害想定を基とした事前検討の経験を積み重ねるとともに、復興計画等策定に向けた基礎資料の蓄積が必要となる。

本業務は、本市が都市復興計画や事業等を事前に検討する地区（以下、「復興準備対策地区」という。）を分類し、情報をとりまとめ、復興に向けた諸課題を検討するものである。

2 業務内容

(1) 復興準備対策地区の分類

本市における地域特性（土地利用や基盤整備等の都市構造、建物の用途や構造等の状況、景観保全の状況、人口動態等）や想定される地震被害の規模など、都市復興に関係する各種情報を整理・分析し、復興準備対策地区を分類する。

(2) 復興に向けた課題の検討

分類した復興準備対策地区において1箇所程度の代表地区を選定する。また、代表地区においては、今年度以降に実施する復興イメージトレーニングの基礎資料とするため、地域特性情報をとりまとめるとともに、都市の復興に関する諸課題を検討する。

第5条 貸与資料等

本業務の実施に当たり、次の資料を貸与するものとする。

請負者は、貸与された資料について責任をもって保管し、紛失、損傷等のないように注意するものとする。

- (1) 京都市都市計画マスタープラン
- (2) 京都市地域防災計画
- (3) 京都市防災都市づくり計画
- (4) 土地利用現況調査資料
- (5) その他必要資料

第6条 資料の貸与、返還

- 1 受注者は、貸与した資料の取扱いには充分注意するとともに、各種作業が完了後直ちに返還すること。写しをとっている場合も同様とする。また、受注者の不注意により費用等が発生した場合は、受注者の負担とする。
- 2 受注者は、本業務の内容については機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- 3 受注者は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき、又はこの契約が解除されたときは、監督員の指示に従って、データ及び書類を廃棄し、又は発注者に返還しなければならない。
- 4 前項に定める情報等の廃棄は、当該情報等が第三者の利用に供されることのないように、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等の方法により行わなければならない。

第7条 打合せ協議

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回行うものとする。

中間打合せの時期は、別途、監督員から指示を行うものとし、全ての打合せにおいて、管理技術者が立ち会うこと。

なお、貸与資料の不備等、受注者において予測不可能な事態が生じた場合に限り、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとし、設計変更の対象とする。

第8条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じる場合、事前に必要な指示や協議等を、打合せ簿による書面で行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第9条 疑義

受注者は、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、監督員とその都度協議し、その指示を受けるものとする。また、設計変更に係る事項や関係者との協議に係る事項の処理についても、同様に監督員と協議し、その指示を受けるものとする。

第10条 検査

- 1 受注者は、管理技術者立会いのうえ、本市が必要に応じて指示する検査を受けなければならない。

なお、検査に要する費用は全て請負者の負担とする。

- 2 本市による検査の結果、不正確と認められた場合は、修正又は再測のうえ、再度検査を受けるものとする。

第11条 成果品

本業務は「京都市都市計画局電子納品実施要領（案）（平成18年6月）」に基づく電子納品対象業務としないが、第5条－2－(2)の調査報告書の電子データを保存した電子媒体（CD－R）を1部、ウィルス対策を行い、納品するものとする。

また、電子媒体の他に紙媒体の成果品も提出するものとする。